

復 興 整 備 計 画  
(第5回変更)

浪 江 町・福 島 県

令和元年8月2日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

浪江町全域（別添の復興整備事業総括図のとおり）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

◆みんなでともに乗り越えよう 私たちの暮らしの再生に向けて～未来につなぐ復興への想い～

I．先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する。

II．被災経験からの災害対策と復興の取組を世界や次世代に生かす

III．どこに住んでいてもすべての町民の暮らしを再建する。

①住居の整備、商店街の再生、既存公共施設の活用を段階的に進め、交流・情報発信拠点、産業団地の整備や、中心市街地を再生することできわいを取り戻し、活力のある町とする。

②エネルギーの地産地消を表現するまちづくりを目指し、再生可能エネルギーを積極的に導入する。また、エネルギーを効率的に使って生活を支える「スマートコミュニティ」の導入を段階的に進める。

③町内の農地については、地区ごとに復興組合を組織し、除染完了後に農地保全活動を実施する。また、自主的な管理が困難な農地については、復興組合を中心利用集積を推進するとともに、大規模な景観形成作物の栽培による地力の回復とふるさとの原風景を再生する。

④過酷な被災経験を重く受け止め、同様の苦しみを生み出さないため、浪江町の記録と記憶、被災経験を通じて得た教訓を、次世代に継承するための取り組みを進める。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

①まちづくりの核となるエリアとして、国道6号と浪江町役場を中心とした地域を位置付け、この地域に商店街等の生活利便施設や災害公営住宅を整備する。このまちづくりの核となるエリアを足がかりに、帰還困難区域を含む街全体での生活の再建に向けた道筋を明らかにし、町内全域の復興を進める。

②中心市街地以外においては、各地域の特性や歴史等を考慮した地域づくりと住まいの再建の方向性を、早急に町民と一緒に検討し、まちづくりを実施する

③津波被害により甚大な被害を受けた地域については、また、津波被害から安全性が確保できる内陸に住宅団地を整備し、移転を促進する。

④人命を最優先に考え、減災の考えに基づいた「多重防災型まちづくり」の土台作りをし、津波・原発災害を乗り越え、津波被災の復興の実現を図る。

⑤町内でのエネルギーの地産地消に向けて、町民一人ひとりの意識向上を図るとともに、各世帯・事業所等での再生可能エネルギー等の導入やスマートコミュニティの整備等を推進するとともに、荒廃が進み、早期の農業的土地利用の活用が難しい地域では再生可能エネルギー事業の事業化を検討する。

⑥双葉郡北部の産業拠点としての役割を担うため、棚塩地区・請戸地区に雇用創出ゾーンを整備する。

⑦棚塩地区をスポーツ健康増進エリアとして位置付け、町民の健康づくり・生きがいづくりに寄与するだけではなく、来訪者と交流できる場として整備する

⑧津波被災地に、東日本大震災の犠牲者への追悼・鎮魂、震災の記録と教訓の伝承、復興への強い意志の発信を目的とした施設を整備する。

### (2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

①津波被災地の減災設備については、海岸・港湾堤防高T.P+7.2mを基本とする。また、海岸防災林については、林帯幅約200mを確保し整備する。

②請戸漁港を復旧するとともに、水産流通加工団地を津波被災地域内に整備する。

③津波被災者及び原子力被災者のための住宅団地を幾世橋地区及び請戸地区に整備する。

④棚塩地区の旧浪江・小高原原子力発電所予定地に、ロボット技術の研究・開発拠点中心に関連企業、研究機関、試験設備等、産業団地の形成を図る。

⑤北・南産業団地を整備し、若い世代が将来に期待をもてる産業の創出を進める。

⑥両竹地区に県営の復興祈念公園を整備する。

⑦帰還困難区域に囲われた谷津田地区に太陽光発電設備を設置する。

(8)帰還困難区域の酒井地区に太陽光発電設備を設置する。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

#### 4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業	B地区	事業名称：直轄特定災害復旧事業（棚塙排水機場） 事業主体：農林水産省 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <b>令和元年度</b> 実施予定期間：平成30年度～平成31年度
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	L地区	事業名称：請戸住宅団地整備事業 事業主体：浪江町 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <b>令和元年度</b> 実施予定期間：平成30年度～平成31年度
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	A地区	事業名称：福島県復興祈念公園事業 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <b>令和2年度</b> 実施予定期間：平成29年度～平成32年度 種類：都市公園事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		

(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	C地区	事業名称：棚塙産業団地整備事業（第1工区～第4工区） 事業主体：浪江町 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <b>令和2年度</b> 実施予定期間：平成29年度～平成32年度
	D地区	事業名称：谷津田地区太陽光発電事業（第1工区～第2工区） 事業主体：浪江谷津田復興ソーラー合同会社 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <b>令和元年度</b> 実施予定期間：平成29年度～平成31年度
	E地区	事業名称：海岸保全施設整備事業（侵食対策）棚塙地区 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <b>令和2年度</b> 実施予定期間：平成29年度～平成32年度
	F地区	事業名称：（仮称）請戸漁港小高瀬迫線 事業主体：浪江町 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <b>令和2年度</b> 実施予定期間：平成29年度～平成32年度
	G地区	事業名称：（仮称）幾世橋来福寺東線 事業主体：浪江町 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

		<u>令和2年度</u> 実施予定期間：平成29年度～平成32年度
	H地区	事業名称：（仮称）一里塙大町線 事業主体：浪江町 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <u>令和2年度</u> 実施予定期間：平成29年度～平成32年度
	I地区	事業名称：浪江北産業団地整備事業 事業主体：浪江町 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成29年度～平成30年度
(13)その他施設の整備に関する事業	J地区	事業名称：請戸水産加工団地整備事業（第1工区～第2工区） 事業主体：浪江町 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <u>令和2年度</u> 実施予定期間：平成29年度～平成32年度
	K-①地区	事業名称：海岸災害復旧事業（棚塩地区海岸） 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成29年度～平成30年度
	K-②地区	事業名称：海岸災害復旧事業（請戸中浜地区海岸） 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成29年度～平成30年度
	M地区	事業名称：酒井地区太陽光発電事業（第1工区～第2工区） 事業主体：合同会社浪江酒井ソーラー 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <u>令和元年度</u> 実施予定期間：平成30年度～平成31年度
	N地区	<u>事業名称：浪江南産業団地整備事業（第1工区～第2工区）</u> <u>事業主体：浪江町</u> <u>事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</u> <u>実施予定期間：令和元年度～令和2年度</u>
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
<u>令和2年度</u> 平成29年度から平成32年度まで		

6 その他復興整備事業の実施に關し必要な事項（法第46条第2項第6号關係）

--

## 4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	都市施設の整備に関する事業	A地区	・都市計画（都市公園）【福島県決定】	変更	25.6		

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

#### 4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

6	<u>(13)その他施設の整備に関する事業</u>	N地区	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>									
			<input checked="" type="radio"/> (第1工区)										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。